

財団法人函館市文化・スポーツ振興財団行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成23年9月1日から平成28年8月31日までの5年間

2 内 容

目標1 計画期間内における育児休業の取得状況を、次の水準以上にする。
女性職員・・・取得率を80%以上とすること
男性職員・・・取得者を1人以上とすること

<対策>

- ・平成23年10月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職・館長職を対象とした研修の実施
- ・平成24年度～ 管理職・館長職を対象とした、子育て支援についての意識の向上のための研修を年に1回実施

目標2 計画期間内における職員が育児休業を取得した期間の代替要員の確保率を80%以上とする。

<対策>

- ・平成23年10月 職員が育児休業を取得した期間は代替要員を確保する方針であることを周知するため、管理職・館長職を対象とした研修の実施

目標3 計画期間内における職員の年次有給休暇の取得日数を、1人あたり年間平均10日以上とする。

<対策>

- ・平成23年10月～ 年次有給休暇の取得の状況を分析
- ・平成24年度～ 管理職・館長職を対象とした、職員の年次有給休暇の取得推進のための研修を年に1回実施

※ ちなみに、本財団の育休・介休規則では、休業は「取得」するものではなく「する」ものになっています。